



東京都中央卸売市場条例第26条及び東京都中央卸売市場条例施行規則第13条に基づき、  
以下の事項について公表いたします。

一 営業日及び営業時間

営業日 市場が定める開場日といたします

営業時間 7時00分～16時00分

二 取扱品目

漬物

三 生鮮食料品等の引渡しの方法

当事者間の個別契約によるものとします。

四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、  
内容及びその額

当事者間の個別契約によるものとします。

五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（条例第22条の規定による  
決済の方法に則したものに限る。）

当事者間の個別契約によるものとします。

六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売金額以外の金銭がある  
場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

当事者間の個別契約によるものとします。

以上